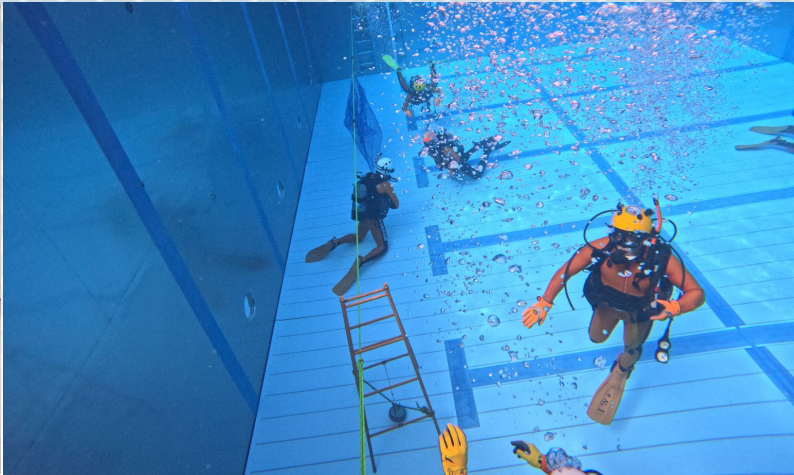


消防の動き



2023
9
No.629

- 新潟県消防救助技術大会での技術訓練披露
- 海上保安庁機動救難士と和歌山市消防潜水隊合同潜水訓練の実施について
- トルコ地震災害に係る総務大臣感謝状贈呈式及び消防庁長官表彰式並びに活動報告会の開催



消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」の検討結果について……4

令和5年9月号 No.629

巻頭言

「人とヒトを結ぶ」安心して暮らせる最幸のまちをめざして
(川崎市消防局長 原田 俊一)

レポート

熱中症による救急搬送の状況及び予防啓発の取組について……	8
令和4年中に発生した製品火災に関する調査結果……	11

Topics

令和5年安全功労者内閣総理大臣表彰式 令和5年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式……	13
トルコ地震災害に係る総務大臣感謝状贈呈式及び 消防庁長官表彰式並びに活動報告会の開催……	15
令和5年度における消防防災施設整備費補助金及び 緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定の状況……	18
関東大震災 100年 消防庁の取組……	20

消防通信～望楼

和歌山市消防局(和歌山県) / 尼崎市消防局(兵庫県) 松山市消防局(愛媛県) / 新潟市消防局(新潟県)……	23
--	----

消防大学校だより

幹部科における教育訓練～時代の変化に合わせた教育について～……	24
---------------------------------	----

報道発表

最近の報道発表(令和5年7月21日～令和5年8月20日)……	26
--------------------------------	----

通知等

最近の通知(令和5年7月21日～令和5年8月20日)……	27
広報テーマ(9月・10月)……	27

お知らせ

9月9日は救急の日……	28
「住宅防火・防災キャンペーン」……	29
火山災害に対する備え……	30



■表紙
本号掲載記事より

「人とヒトを結ぶ」 安心して暮らせる最幸の まちをめざして

川崎市消防局長 原田 俊一



川崎市は、神奈川県北東部に位置し、東西約31km、南北約19kmと細長く、面積は約144km²と政令指定都市の中で最も面積が狭い都市ですが、総人口は154万人を超え、全国的に人口が減少に転じる中で、今なお増加を続けています。また、来る2024年には「川崎市制100周年」という非常に大きな節目を控えており、市民の皆様や企業の皆様など多様な主体が行政と一体となって記念事業を進める中、川崎市消防局では「安心して暮らせる『最幸のまち』をめざして」を合言葉に、更に先の100年に向かってスタートを切ろうとしているところです。

川崎市では、川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針を川崎市総合計画第3期実施計画と統合し、総合計画に掲げる施策等とSDGsの達成に向けた取組を一体的に推進しているほか、コロナ禍を経て「川崎市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進プラン」では、その一つとして行政手続きのオンライン化を掲げており、消防局においても300以上の手続きをオンライン化するなど、申請事務等行政サービスのデジタル化を推進しております。

また、高齢者人口の増大や未曾有の感染症への対応など、高まる救急需要に適切に対応するため、AIを活用した効率的・効果的な臨時の救急隊の運用など、効果検証を実施し、市内における救急車の現場到着時間の短縮に向け検討を重ねております。

さて、今年の災害に目を向けますと、7月には前線の停滞に伴う大雨や台風が全国各地で被害をもたらしています。今後も激甚化が予想される風水害、土砂災害、大地震等の自然災害とともに、高危混在施設やリニア新幹線への対応など都市型災害に備え、消防車両、資機材、防災拠点の整備や消防団の充実強化、臨海部の災害対応能力を強化する消防艇の大・小2艇体制、消防ヘリコプターの安全運航体制の確立、24時間365日安定稼働を維持するための消防指令体制の強化などの事業を推進し、訓練や研修を効果的に実施することで消防体制の強化に取り組んでいます。

今年は、東海道川崎宿の誕生から400年を迎えました。宿場町として栄えた川崎は、多くの人が集い、行き交い、様々な地方から往来する人を受け入れながら発展してきた歴史があります。現在も、東京都と横浜市という2大都市に囲まれている川崎市は、昔と変わらずいろいろな人や情報が行き来し、集まる場所として重要な役割を担っており、その役割を果たすことで多種多様な文化が生まれ、発展してきていることを改めて感じています。川崎市消防局も「人とヒト」を結び、これまでの「歴史」と「未来」を結ぶという重要な役割を果たしながら、誰もが安全に、安心して暮らせる「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまちづくり」を推進してまいります。





「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」の検討結果について

消防庁消防・救急課

1 はじめに

「市町村の消防の広域化^{*}」については、消防組織法及び市町村の消防の広域化に関する基本指針に基づいて推進してきたところであるが、令和6年4月1日に設定した推進期限の到来が間近に迫っている。

近年の消防の広域化については、消防本部における自本部の消防力への認識はまちまちであり、その必要性を必ずしも感じていない消防本部も一定数あることに加え、消防力の流出等の懸念があることなどから、その進捗が鈍化している。この結果、一般論として消防本部の規模が大きいほど災害対応力が強化されるどころ、依然として全国の消防本部の約6割が管轄人口10万人未満の小規模消防本部（以下「小規模消防本部」という。）となっている。

また、消防の広域化を実現するための下地となる「消防の連携・協力」についても、消防の広域化と同様に推進期限を令和6年4月1日までとしており、その類型の一つである指令の共同運用は多くの消防本部によって取り組まれている一方で、その他の類型は実施実績が低調となっている。

こうした状況にはあるものの、昨今、人口減少、災害の激甚化・多様化等、消防を取り巻く環境が著しく変化しつつあることから、消防力の維持・強化がこれまで以上に求められる。

消防庁では、これらの消防の広域化等の取組状況や消防を取り巻く環境の変化等を踏まえ、推進期限後における消防の広域化や連携・協力による消防体制の構築の必要性、消防の広域化の促進方策及び消防の連携・協力の促進方策に関し検討を行うため、令和5年1月より、「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」を開催し、同年6月に報告書が取りまとめられたため、本誌ではその内容を紹介する。

※消防の広域化：2以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとすること及び市町村が他の市町村に消防事務を委託すること。

2. 検討会の目的

人口減少、災害の激甚化・多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防力を維持・強化していくため、消防の広域化推進期限（令和6年4月1日）後における消防の広域化や連携・協力による消防力の維持・強化のための消防体制の構築の必要性、促進策等に関し検討を行うもの。

○検討会委員：12名（有識者、都道府県、市町村長、消防局長）

※オブザーバー：全国消防長会

○検討期間：令和5年1月～同年6月

3. 検討会での検討事項

- (1)消防の広域化等の必要性
- (2)消防の広域化の推進方策
- (3)消防の連携・協力の推進方策

4. 検討会報告書の主な内容

(1)消防の広域化等の必要性

人口減少が進むなか、特に小規模消防本部が中長期的にも現行と同程度の消防力を確保していくためには、十分な消防体制を確立する必要がある。また、各消防本部においては、将来的にも、平時の消防体制だけでなく、大規模な自然災害等の発災直後から最低限の対応ができる体制を確保する必要性が高まっている。

具体的には、大規模な自然災害が発生した場合は、近隣の市町村等も被災しており、直ちに応援部隊が到着しない場合が考えられることから、応援到着前の初動体制の確保の必要性や、応援部隊との緊密な連携体制を構築することで、より効果的な災害対応活動を行うことが可能となることから、応援部隊との連携体制の構築の必要性が高まっている。

[表1 応援部隊受援時に必要な役割・人数（事例）]

平成30年風水害（緊急消防援助隊受援）	
計19名	
<災害対策体制（6名）>	
■①指揮本部 5名	・活動資料（案内図、傷病者情報等）の作成、活動会議の開催 ・消防応援活動調整本部、市災害対策本部、警察等関係機関との調整 ・宿営場所の決定、借用手続、給油場所の手配、弁当の手配
■②市災害対策本部 1名	
■③消防応援活動調整本部（県庁） 0名	※電話等により連絡体制を確保することとしたもの
<緊急消防援助隊対応（13名）>	
■④活動拠点 9名	・3箇所の災害現場へ各1隊3名出動（指揮支援）
■⑤宿営場所 4名	・宿営場所の確認・準備 ・出動支援



また、コロナ禍の教訓を踏まえ、平時の消防体制としても、感染症等に強い体制の確保が必要である。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対し、各消防本部では、必要な感染対策に努めてきたものの、その高い感染力のためクラスターが発生した事例があった。

特に消防職員数 50 人以下の特定小規模消防本部の中には、感染者及びこれに伴う濃厚接触者が 10~30 名程度発生し、人員不足により消防体制が維持できず、他の消防本部へ応援を要請せざるを得なかった本部や分署を一部閉鎖せざるを得なかった本部があった。

これらを踏まえ、消防の広域化等の取組を引き続き推進することで、平時及び大規模災害時における消防の広域化等の効果を発揮し、消防力の維持・強化を図ることが必要とした。

[表 2 平時・大規模災害時における広域化等の効果]

<p>平時の消防活動における広域化等の主な効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ①現場到着時間等の短縮 ②初動体制の強化 ③活動要員の増強、業務の専門化・高度化 ④組織の活性化 ⑤経費削減
<p>大規模災害時の消防活動における広域化等の主な効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本部規模の拡大に伴う部隊運用の柔軟化 ②消防機能の高度化等 ③出動部隊数の確保 ④統一指揮下での部隊運用 ⑤災害対応の経験・ノウハウの共有

(2)消防の広域化の推進方策

ア 消防の広域化推進の基本的考え方

近年、消防の広域化の実現状況が鈍化していることから、消防本部が広域化に対して抱える懸念への対応策を講ずることにより、広域化の促進を図ることが必要である。

また、消防の広域化が進む地域においては、都道府県や地域の核となる中心的な消防本部の積極的な取組が行われていることから、これらの取組の他地域への横展開を図ることが重要である。

イ 広域化に対する消防本部の懸念への対応

消防庁が行った調査によると、広域化の検討にあたり消防本部が抱える懸念として「新たな事務負担の増」、「災害対応力の低下」、「広域化時に継続検討とされた事項に係る調整の負担」等がある。

「新たな事務負担の増加」は、広域化により新たに一部事務組合を設立する場合、組合運営に係る事務等が発生するため、特に事務にまだ慣れていない広域化直後の期間においては消防本部の負担が増加する懸念がある。

＜増加する組合事務の例＞

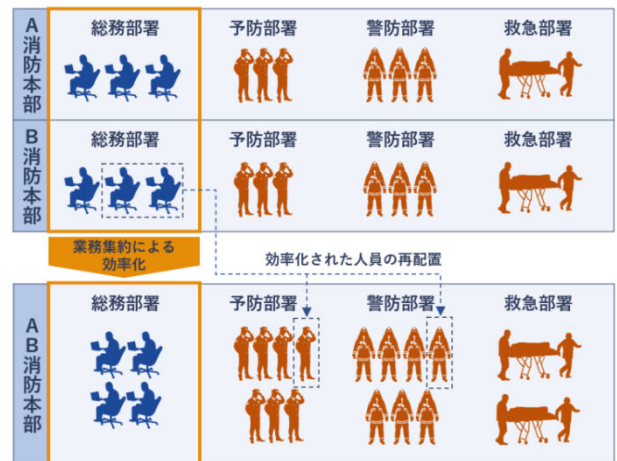
- ・人事管理（給与、手当、税金等）
- ・出納事務（支払処理、決算処理、資金運用等）

- ・監査事務（例月出納検査、定期監査等）
- ・組合議会事務（定例会・臨時会の開催等）
- ・公平委員会事務（不利益処分に対する審査請求等）等

これに対しては、構成市町村からの一時的な人的支援等が必要であり、消防庁においても、消防本部の事務負担の増に対して支援することが望まれる。

一方、広域化による本部機能及び指令業務の統合等により、人員効率化の効果も生ずるため、広域化の効果を分かりやすく伝えることも必要である。

[表 3 本部機能統合等による人員の再配置]

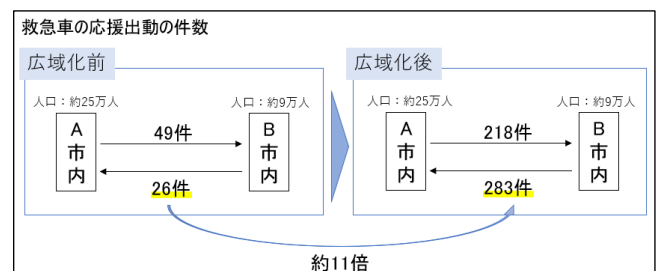


「災害対応力の低下」については、特に規模の大きい消防本部の一部から、広域化により消防力の流出が懸念されるとの声がある。つまり、規模の大きな消防本部から小規模な消防本部への出動が多く行われ、それにより規模の大きな消防本部の管轄区域で発生する災害対応に遅れが生ずるとの懸念である。

これについては、大・中規模消防本部にとっても、現場到着時間の短縮や初動体制の強化といった効果を享受でき、住民に提供される消防サービスの向上や1件当たりの消防職員の負担軽減につながっている事例も多い。

消防庁においては、規模が大きい消防本部にとっても、消防力の流出や災害対応力の低下を招くことなく、広域化の効果が認められている事例の紹介や、その他の効果、実績等の情報の提供を行ってことで、消防本部における検討を促すことが望まれる。

[表 4 大・中規模消防本部における広域化の効果 (事例)]





「広域化時に継続検討とされた事項に係る調整の負担」については、広域化を実現した消防本部から、広域化前よりも、調整すべき相手方（構成市町村）が増え、調整に時間を要するようになったとの声がある。特に給与の統一や、負担金の調整等、広域化前に調整が完了せず、継続検討とされ、引き続き調整が必要となる場合に負担となっている。

これに対しても、広域化を実現した他の消防本部の調整状況等の優良事例を横展開することによって、消防本部の懸念の解消に資するものと考えられる。

ウ 消防の広域化の実現に至るまでの各主体に期待される役割

都道府県は、特に広域化検討着手時において、域内の消防本部の消防力を比較し、広域化を推進する必要がある市町村を判断し、広域化の検討に向けた働きかけを行うこと等の役割を担うことが期待される。

広域化の具体的な検討過程では、関係する消防本部間で協力しつつ進めることが基本であるが、検討をより積極的に進めていくために、広域化を検討する地域の消防本部の中から、地域の核として広域化の検討を主導する消防本部として、当該消防本部の同意の上、「中心消防本部」を設定することを可能とし、中心消防本部を中心に検討を進めることも一つの選択肢とした。

中心消防本部に期待される役割は、広域化検討着手時は、周辺本部と広域化の意向や消防現況の情報交換等であり、広域化検討過程での役割は、事務局として協議会等への職員の派遣や、広域化の手法・本部所在地の調整等、広域化後のあり方の具体的検討を主導すること等が考えられる。

消防庁においては、都道府県や中心消防本部がそれぞれ期待される役割を果たすに当たり、必要となる情報の提供や財政措置を含めた支援を行うことが望まれる。

消防本部（特に中心消防本部）、都道府県及び消防庁の三者がそれぞれ期待される役割を果たすことで、広域化の実現をより促進していくことができるものと考えられる。

[表5 広域化実現までの各主体に期待される役割等]

広域化検討着手	広域化検討過程	広域化実現後
<p>…都道府県が主要な役割</p> <p>(都道府県に期待される役割) …消防の広域化の機運の醸成 ・消防本部の中長期的な消防力シミュレーションの提示 ・協議の場のコーディネート等</p> <p>(中心消防本部に期待される役割) …周辺消防本部への呼びかけ ・周辺本部との広域化の意向や消防現況の情報交換等</p> <p>(消防庁に期待される役割) ・都道府県や中心消防本部が上述の役割を果たすに当たり、必要となる情報の提供や財政措置を含めた支援を行うことが望まれる。</p>	<p>…中心消防本部が主要な役割</p> <p>(都道府県に期待される役割) …消防本部間等の意見調整 ・調整が難航している本部間の調整会議の設定等</p> <p>(中心消防本部に期待される役割) …広域化後のあり方の具体的検討の主導 ・事務局として、広域化協議会等へ職員を派遣 ・広域化の手法や本部所在地等の調整を主導等</p>	<p>(都道府県に期待される役割) …広域化後の円滑な事務の支援 ・広域化した本部に対する助言・支援等</p> <p>(中心消防本部に期待される役割) …広域化時に継続検討された事項に係る調整 ・給与体系の統一等の継続検討・調整</p>

(3)消防の連携・協力の推進方策

ア 消防の連携・協力推進の基本的考え方

効果が十分認識され実績もある指令の共同運用については、引き続き促進していくとともに、未だ取組が半数程度である、高度な運用（直近指令・ゼロ隊運用[※]）の活用を促進していく。

その他の分野については、消防本部の取組状況を踏まえ、既存の連携・協力の類型を消防本部のニーズに応じて見直した上で、多様な類型の連携・協力の取組を促進していく。

※直近指令：管轄区域に関係なく、現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行う運用

ゼロ隊運用：自消防本部において出動可能な隊が0になった場合、共同運用している他の本部の隊に自動で出動指令を行う運用

イ 消防の広域化につながる、連携・協力の多様な類型のあり方

これまでの連携・協力の類型を、以下の7類型に再編整理し、これらの取組を促進していくこととした。

<新たな類型>

- ①指令の共同運用
- ②消防用車両、資機材等の共同整備
- ③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力
- ④特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊等）の共同設置
- ⑤専門的な人材育成の推進
- ⑥訓練の定期的な共同実施
- ⑦現場活動要領の統一

各消防本部が、必要に応じて、多様かつ複数の連携・協力の取組を進めることで、「職員間のつながり、意識の共有」、「広域的に消防事務を行うことの効果の実感」等の、広域化の下地が積み重なっていき、将来的な消防の広域化へ段階的につながっていくことも期待される。

[表6 特殊な救助等専門部隊の共同設置例]





5. 今後の消防庁の対応について

消防庁は、本報告書を踏まえ、各地域における消防の広域化や連携・協力の検討に資するために、今後、広域化の優良事例の紹介や必要な情報の提供を行うとともに、財政措置を含めた支援等についても検討を進めていく。

なお、令和5年度末までに市町村の消防の広域化に関する基本指針の改正等を行う予定である。

6. おわりに

日々の消防・救急活動の中では、現場到着時間の短縮や初動体制の強化の必要性を感じる場面は限定的であり、各消防本部においては、組織運営の大幅な見直しや多数の関係者との膨大な調整を要する消防の広域化や連携・協力に向けた検討に着手することに慎重にならざるを得ないかもしれない。

しかしながら、将来に目を向けたとき、消防が地域・住民に対して果たすべき責任を十分に果たすことができる体制を維持・確保していくことができるだろうか。

人口減少という静かなる有事において、全国的な人手不足が進む中、未来の消防を担い、地域・住民を守る人材を継続的に確保していかなければならない。高齢化の進展に伴う救急需要の増加等に十分対応可能な救急搬送体制を維持・確保していかなければならない。そして、大規模な自然災害が発生した場合には、迅速・的確な初動体制を構築し、域外からの応援と円滑に連携することで、住民の生命、身体及び財産を守らなければならない。

こうした消防に求められる要請に応じていくためには、住民の視点に立って広域化の必要性を考え、検討を行うことが重要である。

今後、人口減少・少子高齢化が着実に進んでいく中で、いざ、困難に直面したときに初めて検討に着手するのは、遅きに失することになりかねない。

消防庁では、本報告書がそれぞれの地域において、将来にわたり住民の生命・身体・財産を保護するための体制に関する検討に着手するきっかけの一つとなるよう、必要な支援や取組を進めるとともに、今後も消防本部や地域の声に耳を傾け、時代に即した消防力の維持・強化のための消防体制の構築について検討していく。

注) 本記事は、令和5年6月にとりまとめられた「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会報告書」をもとに、同年8月に執筆したものである。

(参考文献)

総務省消防庁 「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」報告書、2023年6月

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-135.html

熱中症による救急搬送の状況及び予防啓発の取組について

救急企画室

1 はじめに

消防庁では、平成 20 年度から全国の消防本部を対象に熱中症による救急搬送人員の調査を行っております。調査は、例年 5 月 1 日を含む週の月曜日から 9 月 30 日を含む週の日曜日までの期間で実施しており、今年度は、5 月 1 日から開始し、8 月 13 日までに 63,050 人(※速報値)の方が熱中症で救急搬送されました。今年度は 5 月、6 月ともに調査を開始して以降、それぞれの月で過去 2 番目の搬送者数を記録し、7 月以降も暑い日が続いたため、例年と比較しても多くの方が熱中症により搬送されております。

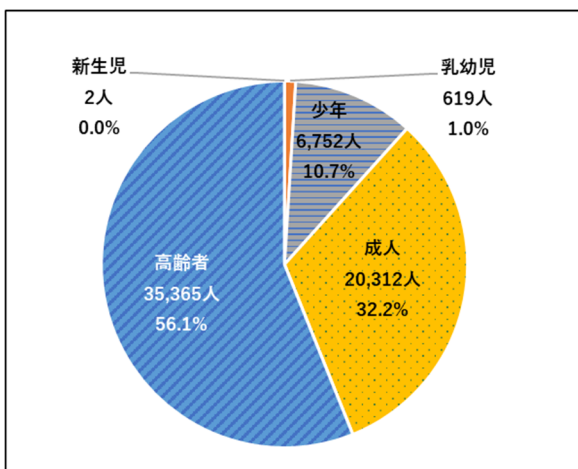
気象庁によると、今後も暑い日が続くことが予想されるため、熱中症対策を十分に行いましょう。

2 熱中症による救急搬送状況

① 年齢区分ごとの救急搬送人員 (図 1)

5 月 1 日から 8 月 13 日までの熱中症による救急搬送人員の合計 63,050 人のうち、高齢者が 35,365 人(56.1%)と最も多く、次いで成人 20,312 人(32.2%)、少年 6,752 人(10.7%)などとなっています。約 6 割を占める高齢者は暑さやのどの渇きを自覚しにくいなど体の変化に気づきにくい傾向があるため、周囲の方がこまめに声をかけて、水分補給や暑さ対策などの予防行動を促すことが大切です。

図 1 年齢区分別 (構成比)
令和 5 年 総搬送人員 63,050 人

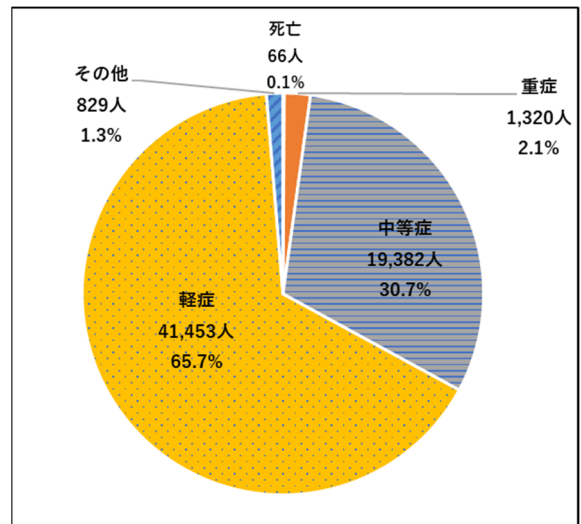


新生児 生後28日未満の者
乳幼児 生後28日以上満7歳未満の者
少年 満7歳以上満18歳未満の者
成人 満18歳以上満65歳未満の者
高齢者 満65歳以上の者

② 傷病程度ごとの救急搬送人員 (図 2)

5 月 1 日から 8 月 13 日までの熱中症による救急搬送人員の合計 63,050 人のうち、軽症が 41,453 人(65.7%)と最も多く、次いで中等症 19,382 人(30.7%)、重症 1,320 人(2.1%)、死亡 66 人(0.1%)などとなっており、例年と比べ構成比に大きな変化はありませんでした。熱中症の症状は、年齢や持病など傷病者の背景の違いにも影響を受け、刻々と変化します。中には、短時間で重篤な状態に陥る場合もありますので十分に注意が必要です。

図 2 初診時における傷病程度別
令和 5 年 総搬送人員 63,050 人



死 亡 初診時において死亡が確認されたもの

重 症 (長期入院) 傷病の程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの

中 等 症 (入院診療) 傷病程度が重症または軽症以外のもの

軽 症 (外来診療) 傷病程度が入院加療を必要としないもの

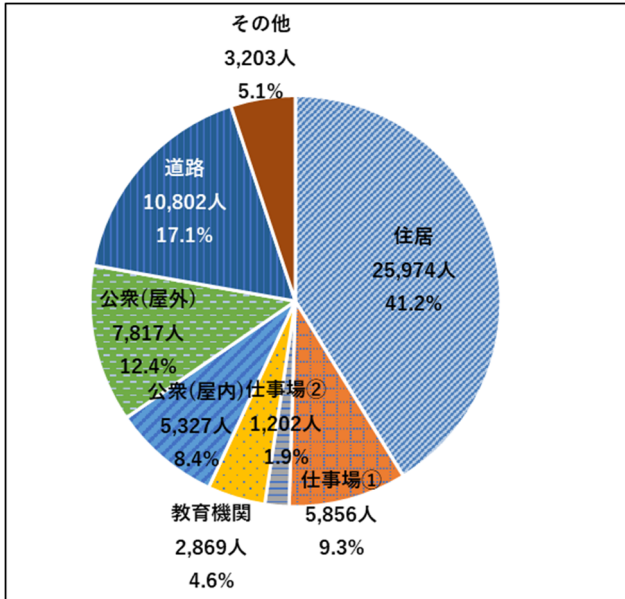
そ の 他 医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、その他の場所へ搬送したもの

※なお、傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区分しているため、軽症の中には早期に病院での治療が必要だった者や通院による治療が必要だった者も含まれる。

③ 発生場所ごとの救急搬送人員（図3）

5月1日から8月13日までの熱中症による救急搬送人員の合計63,050人のうち、住居が25,974人(41.2%)と最も多く、次いで道路10,802人(17.1%)、公衆出入場所(屋外)7,817人(12.4%)、仕事場①5,856人(9.3%)、公衆出入場所(屋内)5,327人(8.4%)などとなっております。例年と比べ構成比に大きな変化はありませんでした。

図3 発生場所別（構成比）
令和5年 総搬送人員 63,050人

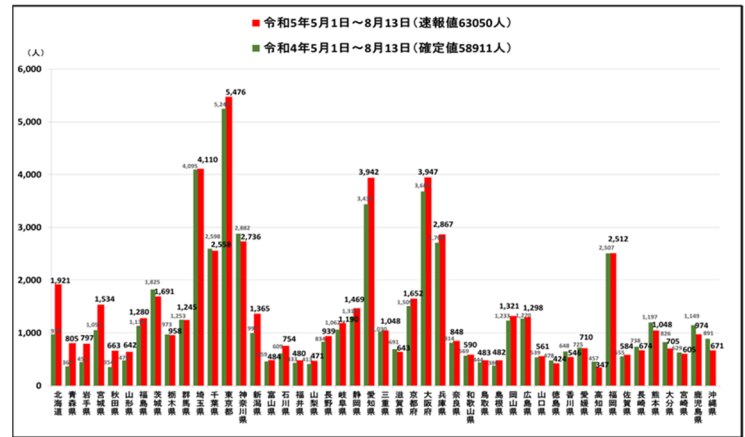


住居 (敷地内全ての場所を含む)
 仕事場① (道路工事現場、工場、作業所等)
 仕事場② (田畑、森林、海、川等 ※農・畜・水産作業を行っている場合のみ)
 教育機関 (幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等)
 公衆(屋内) 不特定者が出入りする場所の屋内部分 (劇場、コンサート会場、飲食店、百貨店、病院、公衆浴場、駅(地下ホーム)等)
 公衆(屋外) 不特定者が出入りする場所の屋外部分 (競技場、各対象物の屋外駐車場、野外コンサート会場、駅(屋外ホーム)等)
 道路 (一般道路、歩道、有料道路、高速道路等)
 その他 (上記に該当しない項目)

④ 都道府県別の合計（図4）

5月1日から8月13日までの熱中症による救急搬送人員の合計63,050人のうち、東京都が5,476人と最も多く、次いで埼玉県4,110人、大阪府3,947人、愛知県3,942人、兵庫県2,867人となっています。また、昨年度と比較(5月1日から8月13日)すると、4,139人の増加(+7%)となりました。

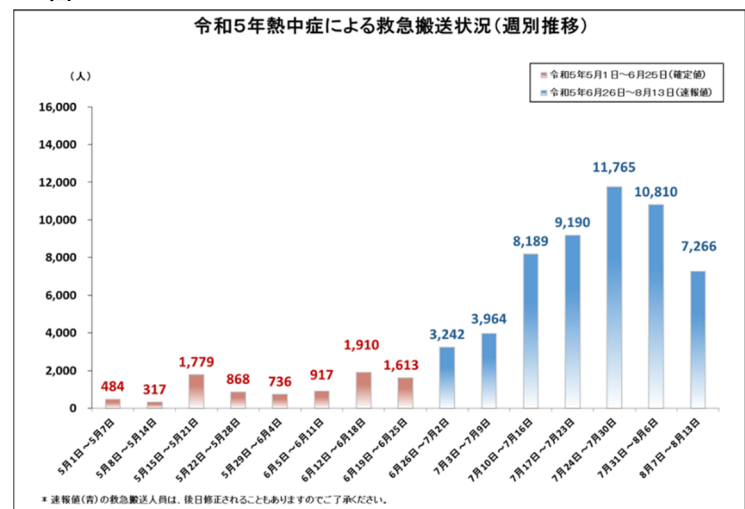
図4



⑤ 週別の推移（図5）

救急搬送人員は5月1日から300~4,000人前後で推移していましたが、7月10日の週から8,000人以上に増加しています。また、全国的に梅雨明けとなった7月24日の週は11,765人となっています。

図5



3 全国消防イメージキャラクター「消太」を活用した熱中症予防広報の実施

消防庁では、熱中症予防啓発として従来から、熱中症による救急搬送人員の調査と公表、「ポスター」や「動画」、「リーフレット」の作成、ツイッターによる情報発信などを通じ、住民の皆様幅広く注意喚起を図るとともに、全国の消防本部が行う予防啓発活動を支援しております。

今年度作成した熱中症予防啓発ポスターは、熱中症のリスクが高いとされている、こどもと高齢者への呼びかけを主なテーマにした予防啓発ポスターとなっています。



【ポスター】

【参考】熱中症予防情報サイト 普及啓発資料（環境省）
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php

5 おわりに

熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することが可能です。また、周囲の気遣いで熱中症になりやすいとされる高齢者や子供を守ることができます。

消防庁では、全国の消防本部と連携をとりながら、引き続き熱中症予防啓発に努めていきます。

消防庁熱中症情報

https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html

※ 熱中症予防啓発のコンテンツは、この URL 内に掲載しています。

お問い合わせ先

消防庁救急企画室 小味、門口、西川

TEL : 03-5253-7529

【動画】



4 熱中症予防のポイント

熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することが可能です。以下の項目を心がけて下さい。

- ・ 涼しい服装、日傘や帽子で暑さを避けましょう
- ・ のどが渇いていなくてもこまめに水分補給をしましょう
- ・ 部屋の温度に注意し、エアコンや扇風機を上手に使いましょう
- ・ 熱中症警戒アラート発令中は外出をできるだけ控え暑さを避けましょう
- ・ 夜間も熱中症に注意が必要です。睡眠前の水分補給を心がけましょう

令和4年中に発生した製品火災に関する調査結果

予防課

1 製品火災対策の推進について

近年、製品事故に対する国民の関心は高くなっており、それに伴い、消費者の視点に立った行政サービスの実現が強く求められています。このような状況を踏まえ、平成21年9月に内閣府の外局として消費者庁が発足し、消費者安全法が施行されて以降、製品事故対策による消費者の安心・安全の確保は、より政府全体の重要課題として推進されてきました。

消防庁におきましても、自動車等、電気用品及び燃焼機器といった国民の日常生活において身近な製品が発火源となる火災について、情報の収集を行い、四半期ごとにその内容を公表するとともに、当該情報を関係機関と共有し、連携することにより、製品火災対策に継続して取り組んでいます。

2 令和4年中に発生した製品火災に関する調査結果について

令和4年中に発生した製品火災（自動車等、電気用品及び燃焼機器の不具合により発生したと消防機関により判断された火災）について、製品ごとの発生件数※1について図及び表1のとおり取りまとめました。

製品火災は自動車等が21件、電気用品が141件、燃焼機器が28件となっています。

なお、電気用品の火災のうち最も多く発生しているのはバッテリー、燃焼機器の火災のうち最も多く発生しているのはガストーチバーナーでした。

※1 令和4年の件数は令和5年5月31日時点の速報値。このほかに消防機関が出火原因を調査中のものが103件ある。以下同じ。

図：最近5年間ににおける製品火災件数の推移

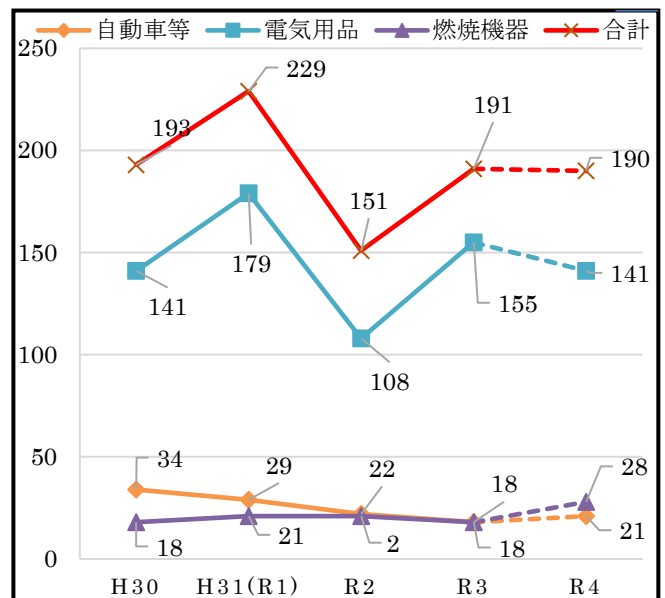


表1：令和4年中の製品火災の調査結果

	自動車等	電気用品	燃焼機器	全体
製品火災	21	141	28	190
製品の不具合により発生したか否か特定に至らなかった火災	305	650	102	1057

※1 使用者の使用法の不良及び自然災害に起因する火災は、本調査で集計する製品火災には含まれない。

※2 表1のほかに令和4年中に発生した製品火災で、消防機関が出火原因を調査中のものが103件ある。

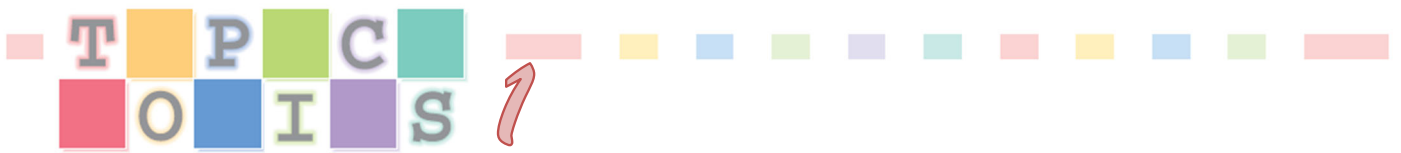
表 2 : 製品火災の件数が 2 以上あった製品

製造・輸入・販売事業者名	製品種別	型式	件数
<u>ヤマハ発動機株式会社</u>	純正バッテリー (アシスト付き自転車用)	XOT-00	2
		XOT-20	2
		XOT-10	5
又は XOT-30		6	
<u>ブリヂストンサイクル株式会社</u>			
有限会社すみとも商店	互換バッテリー (掃除機用)	Orange Line DC60 20001 V6 2200	4
TASHIN	互換バッテリー (電動工具用)	BL1860B	1
株式会社サンランズ			1
不明 (※)			4
<u>株式会社オーディオテクニカ</u>	ワイヤレスイヤホン	ATH-CK3TW	3
株式会社イーラリー	ガストーチバーナー	ER-GSTH	3
TTS 株式会社		No. 920 BJ-44	2
不明 (※)		不明 (※)	2
<u>株式会社萬品電機製作所</u>		電気コンロ	MDS-113RE
<u>ハイアールジャパンセールス株式会社</u>	電気炊飯器	JJ-M55B	2
		JJ-M55D	3
<u>スズキ株式会社</u>	軽自動車	HBD-DA 1 7V	2

※ 下線を引いている事業者については、社告（リコール）が行われており、社告（リコール）情報については、消費者リコール情報サイトより閲覧できます。

3 今後の取組について

製品火災対策を推進し、類似火災の発生を防止するためには、製品火災の情報を広く国民に周知するとともに、消防機関が行う火災原因調査等により製品に係る火災の出火原因を究明し、出火原因に応じた火災の再発防止対策を講ずることが大変重要です。このため、消防庁では、製品火災に関する調査結果を公表するとともに、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し専門的な知見や資機材による鑑識等の技術支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上や火災原因調査・原因究明体制の充実・強化を推進しているところであり、今後も関係機関との連携強化を図りつつ、消費者の安心・安全の確保に努めてまいります。



令和5年安全功労者内閣総理大臣表彰式 令和5年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式

総務課

1 安全功労者内閣総理大臣表彰式

安全功労者内閣総理大臣表彰は、国民一人ひとりが生活のあらゆる面において、施設や行動の安全について反省を加え、安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、産業災害、交通事故、火災等国民の日常生活を脅かす災害の発生の防止を図ることを目的として、「国民安全の日」の創設について（昭和35年5月6日閣議了解）の趣旨を踏まえて行われているものです。

今年、去る7月3日（月）、総理大臣公邸において、岸田内閣総理大臣のほか、前田消防庁長官等が列席し、表彰式が挙行されました。消防庁関係では、火災予防分野で3名と3団体が受賞し、岸田内閣総理大臣から表彰状が授与されました。



挨拶を述べる岸田内閣総理大臣

内閣総理大臣表彰受賞者（個人の部） ※敬称略

瓜生 卓郎
須佐 光佐子
友藤 富士子

内閣総理大臣表彰受賞者（団体の部）

一般財団法人愛知県消防設備安全協会
医療法人清和会
毛井首町婦人防火クラブ



岸田内閣総理大臣から受賞者代表（瓜生卓郎氏）への表彰状授与

2 安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式

安全功労者総務大臣表彰は、安全思想の普及徹底や安全水準の向上のために尽力又は貢献された個人・団体を表彰しているものです。

消防功労者総務大臣表彰は、国民の生命、身体、財産を災害から防護するため献身的に尽力された消防団員及び女性防火クラブ員を表彰しているものです。



令和5年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式会場の模様

今年度は、去る7月18日（火）、総務省講堂において、松本総務大臣、原消防庁長官等が出席し、秋本日本消防協会会長／日本防火・防災協会会長、西藤日本消防設備安全センター理事長を来賓に迎え、表彰式を挙行了しました。今回は、安全功労者として個人の部18名、団体の部9団体が、消防功労者として消防団員10名、女性防火クラブ員4名が受賞し、松本総務大臣から表彰状が授与されました。



式辞を述べる松本総務大臣



松本総務大臣から受賞者代表への表彰状授与

安全功労者

総務大臣表彰受賞者（個人の部）

奥田 マサ子	高津 昇
大瀧 陽子	朝井 松代
井橋 吉一	宇野 英
本田 眞一	和泉 達明
坂口 泰子	川野 典子
芦田 昭八	
平本 勝哉	
古市 保則	
北中 良樹	
塚本 能交	
石垣 繁一	
中野 昌子	
増田 豊	

安全功労者

総務大臣表彰受賞者（団体の部）

一般財団法人新潟県消防設備協会
各務原市女性防火クラブ
道場町防災福祉コミュニティ
妻鹿婦人防火クラブ
浜田自主防災会
一般社団法人兵庫県消防設備保守協会
新戸町第1・第2 婦人防火クラブ
国家公務員共済組合連合会熊本共済会館
特定非営利活動法人あやの里

消防功労者

総務大臣表彰受賞者（消防団員）

熊野 主税	須賀 正幸
山田 悟	西川 三郎
駒嶺 敏昭	松尾 幸夫
式又 文雄	川上 清記
金久保 繁	道脇 慎一郎

消防功労者

総務大臣表彰受賞者（女性防火クラブ員）

安齋 政子
小笠原 壽予子
北村 和江
河上 睦子

トルコ地震災害に係る総務大臣感謝状贈呈式及び 消防庁長官表彰式並びに活動報告会の開催

総務課・参事官付

1. 総務大臣感謝状贈呈式

令和5年2月6日に発生したトルコ地震災害に伴い、同月6日から15日までの間、同国に派遣され救助活動を行った国際緊急援助隊員に対する総務大臣感謝状の贈呈を行いました。

贈呈式では、松本総務大臣から全隊員に感謝状が手渡され、その後の挨拶では、「国際緊急援助隊の中核となって活動されたことを総務大臣として誇りに思います。」
 「今後も、消防の責務を果たし、地域の安心・安全の確保に向けてより一層ご活躍をされることを期待いたします。」と、労いの言葉とともに感謝の意が伝えられました。



松本総務大臣から国際緊急援助隊員へ感謝状を贈呈

日時 令和5年7月20日(木)

11:00~11:25

場所 消防庁会議室

総務大臣感謝状受賞者(国際緊急援助隊員17名)

総務省消防庁	国際協力官	遠藤 崇
東京消防庁	消防監	早坂 誠
〃	消防司令	武田 賢二
〃	消防司令	三好 慎悟
〃	消防司令	佐藤 良太
〃	消防司令補	中村 秀雄
〃	消防士長	比良 貴人
福岡市消防局	消防司令	平田 元記
〃	消防司令補	堤 良介
〃	消防士長	山下 将史
広島市消防局	消防司令	上野 健
〃	消防司令	樋高 辰哉
〃	消防司令補	松本 祐也
茨城西南広域消防本部	消防司令補	長妻 秀一
上越地域消防局	消防司令	岡田 俊介
徳島市消防局	消防司令補	遠藤 博信
宮崎市消防局	消防司令補	一井 亮太



松本総務大臣(前列中央)、原消防庁長官(前列大臣右側)、澤田消防庁次長(後列左端)、田辺国民保護・防災部長(後列右から2番目)、小泉参事官(後列右端)、その他は、国際緊急援助隊員と隊員を派遣した消防本部の幹部

2. 消防庁長官表彰式

総務大臣感謝状贈呈式に先立ち、トルコ地震災害に伴い同国に派遣された国際緊急援助隊員に対する消防庁長官表彰式を行いました。

表彰式では、原消防庁長官から全隊員に章記及び国際協力功労章が手渡されるとともに、隊員を派遣した消防本部に対して賞状が授与されました。

日 時 令和5年7月20日(木)

10:20～10:50

場 所 消防庁会議室



原消防庁長官から国際緊急援助隊員へ章記及び国際協力功労章を授与



原消防庁長官から消防本部代表者へ賞状を授与

3. 活動報告会

総務大臣感謝状贈呈式及び消防庁長官表彰式終了後、隊員から現地活動についての報告が行われました。

はじめに派遣隊員のうち遠藤副団長(消防庁)及び早坂中隊長(東京消防庁)から活動報告があり、その後、隊員一人ひとりが隊での役割と活動に関する感想を述べました。

遠藤副団長からは、発災直後の消防庁及び関係消防本部の動きから、被災地までの移動、捜索救助活動、帰国までを時系列で報告するとともに、今回の派遣をいくつかの点から総括しました。中でも、国際緊急援助隊の活動の早期開始を目指して、先遣隊について、事前に関係省庁間でその構成やミッションを協議し、その内容及び有用性を共有していたことが功を奏し、遠方の被災地でありながらも、発災より40時間程度で、最初の捜索救助活動に着手できた点とともに、夜間は気温が氷点下となる過酷な状況の中でも、隊員は最後まで高い士気で捜索救助に従事していたことが強調されました。



遠藤副団長からの活動報告

早坂中隊長からは、「要救助者の生存可能性と活動環境を並べて考えた結果、転戦することを決心した現場があった。転戦について要救助者のご家族に説明した際にも感謝の言葉を頂き、胸が締め付けられた。先輩の回顧録に「たとえ要救助者の命が救えなかったとしても、消防の献身的な姿というのは残された遺族の心の救いとなるということを心に秘めておいて欲しい。」という言葉がある。私自身、人の心を救う事ができるようにしていきたい」との報告がありました。

最後に個々の隊員が今次の派遣を振り返りながらコメントをし、「気温が低く初動は資機材が少ない中で活動せざるを得なかったが、派遣に至るまでにたくさんの方が支援してくれたことに感謝する。」「救助力が劣勢は想定できたが、現場の多さから優先順位付けや苦渋の転戦でもどかしさを経験した。この経験をこれからの現場に活かしていきたい。」「現場ではトルコの方々から感謝の言葉を多くもらい、気持ちが奮い立った。たとえ御遺体であっても家族の元へ届ける気持ちを持ち続けながら活動した。」などの感想が述べられました。

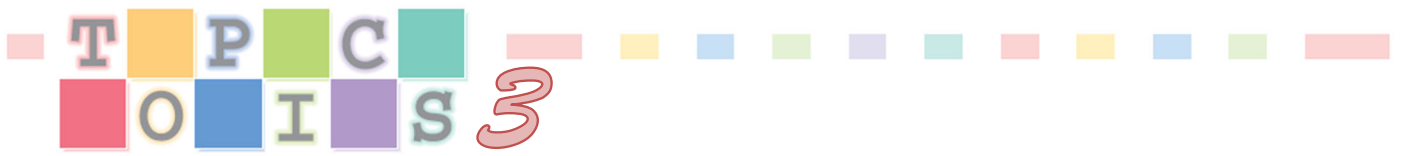
その後、消防庁幹部から現地の様子や派遣体制についての質問があり、代表者が回答するなど、限られた時間ではありましたが、大変、有意義な報告会となりました。



早坂中隊長からの活動報告



各隊員からの派遣に関する所感



令和5年度における消防防災施設整備費補助金及び 緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定の状況

消防・救急課

消防庁では、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定を同年4月24日付で行ったところです。

消防庁が所管するこれらの補助金の令和5年度の当初予算額は、消防防災施設整備費補助金については13億7,237万6千円、緊急消防援助隊設備整備費補助金については49億8,594万円となっています。

1 交付決定の概要

(1) 交付決定額

令和5年度における交付決定の総額は57億1,638万5千円であり、その内訳は次のとおりです。

① 消防防災施設整備費補助金	12億4,814万6千円
うち令和5年度当初予算	11億2,745万4千円
令和4年度当初予算（繰越分）	1億2,069万2千円
② 緊急消防援助隊設備整備費補助金	44億6,823万9千円
うち令和5年度当初予算	44億1,209万4千円
令和4年度当初予算（繰越分）	5,614万5千円

(2) 主な対象施設及び設備

- ① 消防防災施設整備費補助金（令和5年度当初予算及び令和4年度当初予算）にあつては、耐震性貯水槽199件、高機能消防指令センター6件、備蓄倉庫4件、防火水槽（林野分）6件、活動火山対策避難施設1件について交付決定を行いました。
- ② 緊急消防援助隊設備整備費補助金（令和5年度当初予算及び令和4年度当初予算）にあつては、消防用資機材141件、災害対応特殊救急自動車128台、災害対応特殊消防ポンプ自動車（水槽付含む）124台、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車8台、救助工作車13台、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（屈折含む）5台、支援車4台、その他の消防用自動車5台、消防艇1艇、救助消防ヘリコプター1機を整備する事業等について交付決定を行いました。

2 都道府県別の交付決定の状況

補助金ごとの都道府県別の交付決定額は、別表のとおりです。

なお、市町村ごとの交付決定の状況は、消防庁のHP (<http://www.fdma.go.jp/>) に掲載しています。

3 その他

消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金については、要望が予算額を下回っており、引き続き要望のあった事業に対して交付決定を行う予定です。

地方公共団体におかれましては、引き続き適正な補助事業の執行をお願いいたします。

別	表
---	---

令和5年度当初予算等に係る消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金

(単位：千円)

	消防防災施設整備費補助金		緊急消防援助隊設備整備費補助金		合 計
	R 5 当初予算	R 4 当初予算 (繰越分)	R 5 当初予算	R 4 当初予算 (繰越分)	
1 北海道	11,636	—	174,091	—	185,727
2 青 森	—	—	17,277	—	17,277
3 岩 手	24,687	—	42,131	—	66,818
4 宮 城	36,963	—	10,642	—	47,605
5 秋 田	36,514	—	102,103	—	138,617
6 山 形	11,636	—	10,976	—	22,612
7 福 島	5,486	5,486	53,534	—	64,506
8 茨 城	2,743	19,201	200,757	739	223,440
9 栃 木	143,831	13,715	160,382	—	317,928
10 群 馬	5,486	5,486	152,273	—	163,245
11 埼 玉	244,946	2,743	304,034	10,175	561,898
12 千 葉	6,888	2,743	296,955	—	306,586
13 東 京	—	5,486	476,096	19,446	501,028
14 神奈川	6,888	2,743	370,793	—	380,424
15 新 潟	24,428	—	40,083	—	64,511
16 富 山	12,000	—	10,531	—	22,531
17 石 川	13,715	—	23,808	—	37,523
18 福 井	11,358	—	61,744	—	73,102
19 山 梨	16,529	—	25,067	—	41,596
20 長 野	5,486	13,715	89,331	2,050	110,582
21 岐 阜	5,486	—	178,163	—	183,649
22 静 岡	—	10,972	79,827	—	90,799
23 愛 知	59,060	35,659	449,243	3,402	547,364
24 三 重	9,641	—	50,439	—	60,080
25 滋 賀	33,575	—	120,725	—	154,300
26 京 都	—	—	39,477	—	39,477
27 大 阪	—	—	263,151	—	263,151
28 兵 庫	89,267	2,743	153,010	17,407	262,427
29 奈 良	31,838	—	24,964	—	56,802
30 和歌山	5,486	—	42,254	—	47,740
31 鳥 取	—	—	—	—	—
32 鳥 根	—	—	26,773	—	26,773
33 岡 山	—	—	10,620	2,640	13,260
34 広 島	10,972	—	67,214	—	78,186
35 山 口	10,972	—	40,081	—	51,053
36 徳 島	21,423	—	25,905	—	47,328
37 香 川	5,486	—	10,052	—	15,538
38 愛 媛	10,972	—	10,182	—	21,154
39 高 知	9,340	—	23,594	—	32,934
40 福 岡	5,486	—	14,034	—	19,520
41 佐 賀	5,486	—	—	—	5,486
42 長 崎	73,795	—	38,409	—	112,204
43 熊 本	21,944	—	32,079	—	54,023
44 大 分	43,888	—	22,958	—	66,846
45 宮 崎	16,458	—	11,785	286	28,529
46 鹿 児 島	35,659	—	—	—	35,659
47 沖 縄	—	—	54,547	—	54,547
合 計	1,127,454	120,692	4,412,094	56,145	5,716,385

関東大震災 100 年 消防庁の取組

消防庁総務課

関東大震災は、今からちょうど 100 年前の大正 12 年（1923 年）9 月 1 日 11 時 58 分に発生した、マグニチュード 7.9 と推定される大正関東地震によってもたらされた災害です。この地震により、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県で震度 6 を観測したほか、広い範囲で震度 5 から震度 1 を観測しました。震源の相模湾に近い地域を中心に、強震、津波、土砂崩れ、火災、液状化などによる被害が各地に及びました。特に、火災による人的被害は甚大で、約 10 万 5 千人の死者・行方不明者のうち、約 9 万人が火災によるものでした。これは、地震発生時刻が昼食の時間と重なり、食事の準備のために多くの家庭で火を使用していたこと等が原因であると考えられます。

消防庁では、災害を防ぐことはできなくても、備えることはできるという考えのもと、関東大震災の経験を活かし、いつか来る災害に備えられるよう、国民一人ひとりの防災意識の向上に加え、地震火災対策の重要性を周知するための取組を行っています。「関東大震災から 100 年。学ぼう防災。守ろう命。」というキャッチフレーズを掲げ、広報、イベント、セミナー、訓練などの分野で、様々な取組を実施しています。

まずは、広報として、8 月にご紹介したとおり、消防庁ホームページ内に「関東大震災 100 年」特設ページを開設し、関東大震災の概要をはじめ、地震発生時に取るべき行動についての啓発資料、地震火災対策の啓発資料、自主防災組織や消防団等の防災に関する組織に関する情報、火災旋風の実験映像等を掲載しています。また、関東大震災 100 年関係のイベント等を行った際は、X（旧 Twitter）での情報発信を行っているほか、この「消防の動き」も含めて、広報誌などにより周知啓発を行っています。

消防庁単独での広報だけではなく、アニメ「め組の大吾 救国のオレンジ」とタイアップし、関東大震災 100 年を伝えるポスターを作成しました。また、「め組の大吾 救国のオレンジ」の声優 3 名とタイアップし、地震火災対策にも効果的な、住宅用火災警報器の推進をテーマとしたポスターも作成しました。これらのポスターは全国の消防本部等に配布され、人々が関東大震災 100 年に対し、親しみやすい形で意識を向けることに貢献しています。

イベントでは、令和 5 年 8 月 2 日及び 3 日に開催されたこども震が関見学デー（各府省庁等が連携し、所管の業務説明や関連業務の展示等を行うことにより、子供たちに広く社会を知ってもらうこと、政府の施策に対する理解を深めてもらうこと、活動参加を通じて親子の触れ合いを深めてもらうことを目的としたイベント）で、関東大震災 100 年に関するこども向けの啓発資料等を展示しました。



関東大震災から100年。学ぼう防災。守ろう命。



アニメ「め組の大吾 救国のオレンジ」との
 タイアップポスター

今後も、9月の「老人の日」及び「敬老の日」の時期に合わせ、高齢者やその家族に対して火災予防を促す防火防災キャンペーンにおいて、地震火災を含む火災予防対策についてリーフレットによる普及・啓発を実施することや、防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）において公益財団法人日本消防協会が主催する関東大震災をテーマとしたシンポジウム「横浜の関東大震災体験、そして今後の災害対応」に協力団体として参加するなど、イベントを活用した周知啓発を行います。

このほかにも、セミナーの機会をとらえた周知啓発や、関東大震災100年を踏まえた訓練に参加するなど、様々な形で取組を行っていく予定です。

これらの取組を通じて、地震対策や地震火災対策など、国民一人ひとりが命を守るためにできることについて、改めて考えるきっかけとなれば幸いです。

関東大震災100年①

関東大震災による被害状況

2023年
関東大震災 100年

関東大震災は、1923年(大正12年)9月1日に発生したマグニチュード7.9と推定される地震（大正関東地震）によってもたらされた災害で、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県で震度6を観測した。

この災害では、火災による人的被害が大きかった一方で、強震、津波、土砂崩れ、液状化などによる被害が各地に及び、複雑な様相を呈した。



関東大震災写真帖（日本聯合通信社編）/国立国会図書館

**1923年（大正12年）9月1日
午前11時58分 発生
マグニチュード7.9**



火災



焼け落ちた橋梁

被害状況

死者・行方不明者	105,385人 (うち火災による死者91,781人)	
住家被害	全潰	109,713棟
	焼失	212,353棟
	流失・埋没	1,301棟

関東大震災100年②

地震発生時の適切な行動

2023年
関東大震災 100年

関東大震災以降も、阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震など大きな地震が発生しており、今後も南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝地震の発生が懸念されています。

地震が発生したとき、あわてずに適切な行動をとるためには、みなさんが地震について関心を持ち、日頃から地震の際の正しい心構えを身につけておくことが大切です。

消防庁では、「消防庁防災マニュアル～震災対策啓発資料～」(平成19年8月31日消防庁)を消防庁ホームページで公開し、周知しています。



公開URL

消防庁防災マニュアル（抜粋）

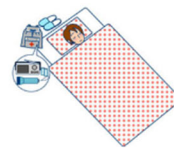
<自宅>

丈夫な机やテーブルなどの下にもぐり、机などの脚をしっかりと握りましょう。
頭を座布団などで保護して、揺れが収まるのを待ちましょう。



<寝ているとき>

揺れて目覚めたら寝具にもぐりこみましょう。
枕元には、厚手の靴下やスリッパ、懐中電灯、携帯ラジオなどを置いておきましょう。



<エレベーター>

全ての階のボタンを押し、最初に停止した階でおりましょう。
ただし、慌てておるのではなく、周囲の状況を見極めましょう。



<地下街>

慌てずに、バッグなどで頭を保護し揺れが収まるのを待ちましょう。
脱出するときは、壁づたいに歩いて避難しましょう。



関東大震災100年③

地震火災を防ぐポイント 「地震火災対策きちんと出来ていますか？」

2023年
関東大震災 100年

- 関東大震災は、特に火災（地震火災）による人的被害が大きい災害でした。
- 地震火災を防ぐためには、感震ブレーカーの設置や家具類の転倒防止対策、安全装置などを備えた火気器具の普及を推進するなどの出火防止対策に加え、住宅用火災警報器、住宅用火災消火器などの設置といった火災の早期発見・初期消火対策が重要です。
- また、地震後、電気が復旧した際に、破損した機器に再通電することで火災の原因となる場合があります。このため、避難時はブレーカーを落とすなど、火災発生を防ぐための行動も必要です。
- 消防庁では、日頃から地震火災に備え、地震時に火災を防ぐためのポイントをまとめた「地震火災を防ぐポイント ～地震火災対策きちんと出来ていますか？～」(令和2年6月30日消防庁)を作成し、周知しています。



公開URL

地震火災を防ぐポイント（抜粋）

事前の対策

家具等の転倒防止対策（固定）を行います。

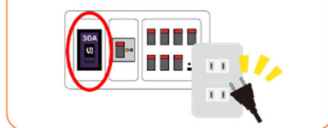


住宅用火災警報器を設置しましょう。

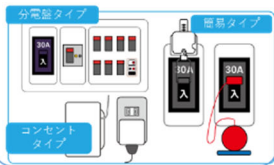


地震後の対応

停電中は電気器具のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜きましょう。避難するときはブレーカーを落としましょう。



感震ブレーカーを設置しましょう。



住宅用火災消火器等を設置し使用方法について確認しましょう。



再通電後は、しばらく電気器具に異常がないか、故障箇所がないか注意を払いましょう（煙、におい）。



3

関東大震災100年④

消防庁の取組

2023年
関東大震災 100年

関東大震災から100年。学ぼう防災。守ろう命。

取組の目的

災害を防ぐことはできなくても、備えることはできるため、関東大震災の経験を活かし、いつか来る災害に備えられるよう、国民一人ひとりの防災意識の向上に加え、地震火災対策の重要性を周知する。

具体的な取組

<p>広報</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消防庁HPに 関東大震災特設ページを作成 「め組の大吾 救国のオレンジ」との連携ポスター X (旧Twitter) での情報発信 令和5年版消防白書で 関東大震災の特集を記載 広報誌「消防の動き」 「消防研修」で特集 <p>消防庁ホームページ 関東大震災特設ページ</p>	<p>イベント</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども霞が関見学デーで啓発資料等を展示 ぼうさいこくたい2023で日本消防協会主催のシンポジウムに参加 秋の火災予防運動、防火防災キャンペーンで関東大震災を踏まえた啓発を実施 <p>子ども霞が関見学デー</p>
	<p>緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練 (大規模災害を想定した訓練を実施)</p> <p>内閣府防災等が主催する大規模地震を想定した訓練への参加</p>	

関東大震災 100年の啓発資料

問合せ先
消防庁総務課企画係
TEL:03-5253-7506

海上保安庁機動救難士と和歌山市消防潜水隊合同潜水訓練の実施について

和歌山市消防局

和歌山市消防局は、令和5年6月22日（木）に海上保安庁と合同潜水訓練を実施しました。

海難救助のスペシャリストである海上保安庁機動救難士から、訓練を通じて基礎泳力強化をはじめ、実現場に即した活動要領、知識・技術の習得について学ぶことを目的としました。

「人命救助」という共通のゴールに向かって、今後も海上保安庁機動救難士との訓練を実施し、更なる連携強化を図り、要救助者にとって有益な活動に繋がれるように努めていきたいと思っております。



消防団が小学生とともに水難訓練を実施

尼崎市消防局

尼崎市消防局及び尼崎市消防団は、令和5年7月30日（日）、市内小学校プールにおいて、小学生を対象に水難訓練を実施しました。

この訓練は、全国各地で集中豪雨などの水害や子どもの水難事故が発生していることから、消防団の災害活動能力の向上と、子どもたちの水難事故防止につなげることを目的として実施したものです。

当消防局の職員が水難事故現場で行われている救助方法や着衣泳などを説明後、身の回りの物を使用した体験型訓練を行いました。

今後も、関係機関と連携し地域防災力向上に努めてまいります。



消防通信

望楼

ぼうろう

松山圏域での火災予防業務研修を実施

松山市消防局

松山市消防局、伊予消防等事務組合消防本部、東温市消防本部及び久万高原町消防本部では、令和5年6月7日（水）、松山市内の屋外タンク貯蔵所への立入検査にあわせ、合同で火災予防業務研修を実施しました。

本研修は、減少傾向にある検査等の現場経験を各本部の担当者が共有することで、効果的な人材育成と連携強化を目的として締結した『松山圏域での火災予防業務研修に関する協定』に基づくものです。

今後も積極的に研修を実施し、消防職員の火災予防技術向上に繋がってまいります。



新潟県消防救助技術大会での技術訓練披露

新潟市消防局

新潟市消防局西蒲消防署救助隊は、令和5年7月5日に開催された第39回新潟県消防救助技術大会で技術訓練を披露しました。

当局では指定された3隊のみ、三つ打ちナイロンロープとカーンマンテル構造ロープを事案により使い分けて現場活用しています。

今回の技術訓練は、低所における酸欠環境の中、限られた人員及び保有資機材を最大限に活用し、要救助者の容態観察を継続しながらの救出に主眼を置きました。

今後も活動能力の向上を図るため、訓練を継続し部隊強化に努めてまいります。



消防通信/望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

幹部科における教育訓練 ～時代の変化に合わせた教育について～

「幹部科」は、昭和34年度に消防大学校の設立とともに「本科」として始まり、平成18年度に総合教育の学科として、消防組織の中核である消防司令への昇任時に幹部職員として重点的に育成するために、整理・統合を行い生まれた学科です。当初の「本科」では、6か月の教育訓練期間で実施していましたが、現在は、eラーニングやリモート講義を導入し、約2か月の教育訓練期間とし、年間4回実施しています。コロナ感染症の流行に伴い、昨年度は、途中から受入人数を各期60名から48名に減らしましたが、今年度は、若干増やし、各期54名で実施しています。

本年度は、昨今の消防行政を取り巻く環境や時代の変化を踏まえ、下記のとおり授業科目の新設や、カリキュラムの一部見直しを行いました。

特に、定年引上げについては、1 制度や課題解決の方策への理解、2 健康管理、3 体力の維持管理の3つの課題について、それぞれ授業科目の新設と既存の講義の拡充を図りました。

- 定年引上げに伴う課題及び対応策について（新規）
喫緊の課題である定年引上げについて、制度の概要、検討会・研究会の結果報告、消防体制の現状、全国の消防本部における取組状況などについて理解し、各本部において課題解決のヒントとなることを目的に導入しました。
- 身体管理（拡充）
消防職員として永く活躍していくために、健康管理が必要不可欠であることから、食事の際に気をつけることなどを追加しました。
- 体力管理（拡充）
永く幅広い職種で活躍していくためには、体力の維持管理が必要不可欠であることから、体力測定方法やけが防止のストレッチなどを追加しました。
- 消防におけるDX（新規）

今後の少子化、高齢化、若い職員の経験不足等の課題解決にはDXの有効活用が求められており、各本部でのDXの推進を図るため導入しました。



体力管理 シャトルランをする学生

また、昨年度まで、講義資料をカラー印刷して配布していました。幹部科では、1人あたり幅10cmのチューブファイル2冊がすべて埋まるほどの量でした。そこで昨今のSDGsの目標達成への貢献も踏まえて、ペーパーレスでの講義を導入しました。以前から、ノートパソコンは学生に貸与していましたが、講義資料のデータをPDFにして、共有フォルダに格納し、学生がダウンロードした上で、講義中にパソコンで閲覧しながら受講する方式です。懸案だった、ノートパソコンの電源も、教室の天井から吊り下げたコンセントからとれるように改修しました。訓練や実技を伴うものは、紙で配付せざるを得ませんが、それでも、配付資料を約1/3までに削減することができました。紙の使用量だけでなく、プリンターのトナーの節約や印刷にかけていた手間や時間の削減も図れました。講師の方々からも、好意的に捉えていただき、講義自体も、問題なく終えることができました。しかし、一部の学生からは当初、「メモがとりづらい。」「紙で配付してほしい。」との声が上がりました。そこで、あらためてPDFでのメモの取り方の説明を行ったところ、学生からの否定的な意見もなくなりました。



ペーパーレスの講義
(天井から吊り下げられたコンセント)



消防大学校だより

幹部科第73期は、5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類に移行となつてからの入校となり、昨年度の制限よりも緩い学校生活となりました。具体的には、班員以外との飲食も可能となり、また、校外での飲酒は禁止としましたが、外出外泊も制限がなくなり、視察（宿泊は不可）も可能となりました。外出外泊の機会が増えれば、感染者が出ることを予想しつつも、4週間目までは何事もなく過ぎていきましたが、残り2週間となったところで、1名感染者が発生。その後、毎日感染者が発生し、幹部科だけで合計10名の感染者が発生しました。同時期の警防科、予防科でも、次々と発生し、合わせると合計29名の感染者が発生しました。

感染者が発生するたびに、感染対策を厳しくしていきましたが、寮生活という環境では、なかなか感染拡大を止めることができず、一時期は、療養部屋が満室となり、空いている教室に簡易ベッドとパーティションで療養部屋を作成しました。ギリギリのところ、そちらの部屋を使用することにはなりませんでしたが、あらためて5類に移行しても、感染力は変わらないことを思い知らされました。それでも幸いなことに、54名全員がそろって、卒業式に出席し、卒業することができました。

世間では、新型コロナウイルス感染症の対策も緩くなり、マスクをしている人も少なくなってきました。その中で、学生には厳しい感染症対策を強いることは、心苦しいですが、感染拡大を防ぐのが難しい寮生活、参加人数が減るとできない訓練等があり、今後も感染対策と充実した消防大学校での生活のバランスを見て、時代に合わせた充実したカリキュラムを提供できるよう取り組んでまいります。

厳しい感染対策ではありますが、それ以上に幹部科は、総合教育として、幅広い講師の方からの講義、学生同士の絆など、得るものは非常に多い学科だと思います。皆様の入校申請をお待ちしております。



54名全員そろっての卒業式

教育訓練の実施状況（令和5年4月～8月実施分）

令和5年4月から8月実施分の教育訓練及び卒業（修了）生は、次のとおりです。

学科・コース名		教育訓練期間			卒業(修了)者数	
幹部科	第73期	6月12日(月)	～	7月27日(木)	(46日間)	54名
新任消防長・学校長科	第33期	5月9日(火)	～	5月19日(金)	(11日間)	42名
消防団長科	第83期	7月24日(月)	～	7月28日(金)	(5日間)	28名
警防科	第112期	6月15日(木)	～	8月3日(木)	(50日間)	47名
救助科	第86期	4月19日(水)	～	6月9日(金)	(52日間)	49名
予防科	第114期	6月14日(水)	～	8月2日(水)	(50日間)	30名
火災調査科	第44期	5月25日(木)	～	7月12日(水)	(49日間)	30名
指揮隊長コース	第28回	4月20日(木)	～	5月2日(火)	(13日間)	60名
危機管理・国民保護コース	第48回	5月11日(木)	～	5月18日(木)	(8日間)	44名
査察業務マネジメントコース	第7回	5月25日(木)	～	5月31日(水)	(7日間)	48名
合 計					432名	

問合せ先

消防大学校教務部
TEL 0422-46-1712



最近の報道発表（令和5年7月21日～令和5年8月20日）

<消防・救急課>

5.8.9	「消防水利の基準の緩和に向けた意見聴取会」の開催	「消防水利の基準の緩和に向けた意見聴取会」を開催することとしましたのでお知らせします。
-------	--------------------------	---

<救急企画室>

5.7.28	令和5年6月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員について、令和5年6月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。
--------	---------------------	--

<予防課>

5.7.26	「住宅における電気火災に係る防火安全対策検討会」の開催	住宅火災において、「電気器具類」を原因とする火災が近年増加傾向であることから、「住宅における電気火災に係る防火安全対策検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。
--------	-----------------------------	---

<地域防災室>

5.8.14	「吉本新喜劇」とコラボした消防団に関する広報	消防庁では、消防団やその活動内容について幅広く知っていただくため、吉本興業の主要コンテンツである「吉本新喜劇」とコラボし、「消防団」をテーマとした公演を行います。本公演の映像は、全国 22 局で順次放送される予定です。
--------	------------------------	---



最近の通知（令和5年7月21日～令和5年8月20日）

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防消第246号	令和5年7月24日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	警防活動時における消防職員の安全管理の徹底について
消防救第262号 厚生労働省発医政0728 第1号	令和5年7月28日	各都道府県知事	消防庁長官 厚生労働省事務次官	「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について（依頼）
消防危第230号	令和5年7月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	令和4年中の圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故の発生状況について
事務連絡	令和5年8月1日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	消防法令における各種手続に係る標準様式等の修正等について（情報提供）
事務連絡	令和5年8月3日	鹿児島県、沖縄県 消防防災主管部局	消防庁国民保護・防災部防災課長 消防・救急課救急企画室長	大規模停電下における熱中症の予防対策について
事務連絡	令和5年8月10日	各都道府県消防防災主管部（局）	消防庁救急企画室	厚生労働省が暫定的に整理した新型コロナウイルス感染症に関する住民への注意喚起等の目安について（情報提供）
事務連絡	令和5年8月15日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	建築物防災週間（令和5年度秋季）の実施について

広報テーマ

9月		10月	
① 9月9日は救急の日	救急企画室 予防課 防災課 地域防災室	① 地震火災対策について	予防課 予防課 参事官
② 住宅防火防災キャンペーン		② 住宅用火災警報器の設置率等の調査結果	
③ 火山災害に対する備え		③ 消防の国際協力に対する理解の推進	
④ 事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼び掛け			



9月9日は救急の日

救急企画室

1. はじめに

「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に、昭和57年に定められ、以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」としています。今年も、9月3日（日）から9月9日（土）までが「救急医療週間」です。これまで、この期間には、全国各地において、消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本救急医学会、その他関係機関の協力のもと各種行事が開催されてきました。

2. 「救急の日」及び「救急医療週間」実施の重点事項

具体的な行事の内容については、各都道府県において関係機関と協議のうえ定めることとしていますが、その実施にあたっては、例年、次の事項に重点をおいています。

(1) 応急手当の普及啓発

パンフレットの配布、講習会、研修会等を通じて、緊急時における心肺蘇生法等の応急手当の実技指導、日常における健康教育、その他救急業務に関する知識の普及を図ります。

(2) 救急車の適時・適切な利用の普及啓発

救急搬送の状況、救急相談窓口等を、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌等、各種広報媒体を通じて広く紹介するなど、救急車の適時・適切な利用について普及を図ります。

(3) 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

救急医療や救急業務に功績のあった救急医療関係者、救急隊員等に対して都道府県知事、市町村長等の表彰を行うほか、救急医療関係者及び救急隊員の知識の向上及び意識の高揚を図るため、研修会や講習会を開催します。

(4) その他

新聞、テレビのほか、ポスターの掲示、1日病院長、1日救急隊長の任命などを通じ、広く救急医療及び救急業務に関心を高めます。また、救急医療及び救急業務関係者の意見交換を行うほか、都道府県又は市町村の実情に応じて、集団事故対策の一環として総合訓練等を実施します。

3. 救急医療週間に行う主な行事

(1) 救急功労者表彰

毎年9月9日の「救急の日」にあわせて、救急功労者表彰を実施しており、今年も9月8日（金）に表彰式が行われます。対象者は、救急業務の重要性を理解し、救急業務の推進に貢献があり、又は応急手当の普及啓発等のために尽力し、国民の生命・身体を守るとともに公共の福祉の増進に顕著な功績があった個人・団体で、総務大臣と消防庁長官が表彰を行います。



総務大臣表彰の授与（令和4年度）



消防庁長官表彰の授与（令和4年度）

(2) 「救急の日」アニメーション動画作成

消防庁では、昨年度に引き続き、心肺蘇生法等に関するアニメーション動画を作成し、消防庁ホームページ等への掲載による普及啓発を行う予定です。

4. おわりに

消防庁では、「救急の日」及び「救急医療週間」を通じて都道府県や市町村、関係機関等と連携し、国民の皆様へ救急医療及び救急業務に対する正しい理解と認識を深めていただけるよう努めてまいります。

お問い合わせ先

消防庁救急企画室 小味、門口、相部、西川

TEL : 03-5253-7529



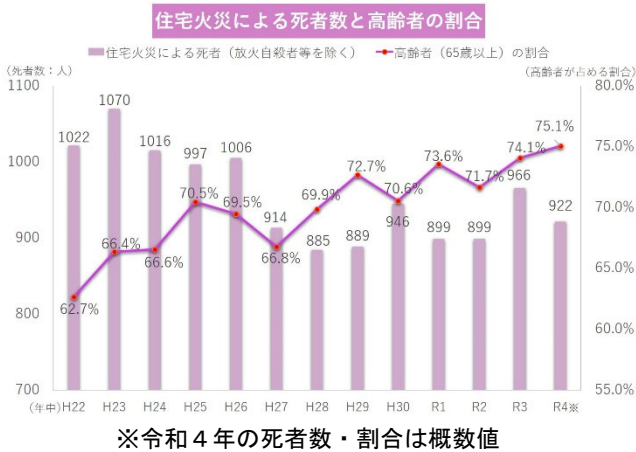
老人の日・敬老の日に「火の用心」の贈り物 「住宅防火・防災キャンペーン」

予防課

■住宅防火・防災キャンペーンの実施

近年、住宅火災における死者数は、900人前後の高い水準で推移しており、このうち7～8割が65歳以上の高齢者となっています。

また、高齢化の進展とともに、住宅火災による死者のうち高齢者の占める割合が増加していることから、消防庁では、「老人の日・敬老の日に『火の用心』の贈り物」をキャッチフレーズとして、改めて高齢者とそのご家族の方々に、火災予防の取組を行うよう注意喚起するとともに、高齢者に住宅用防災機器等をプレゼントすることなどを呼び掛ける「住宅防火・防災キャンペーン」(期間：9月1日～21日)を平成24年から実施しています。



■高齢者を住宅火災から守るために

(1) 住宅用火災警報器を定期的に点検、10年を目安に交換しましょう

火災からいのちを守るためには、逃げ遅れないよう、火災の発生をできる限り早く知ることが大切です。

火災の発生を早く知るために、各自治体の火災予防条例で寝室や階段等に「住宅用火災警報器」を設置することが義務付けられています。

「住宅用火災警報器」は、いざというときに電池切れや故障がないように定期的な点検が必要です。是非この機会に、高齢者の家に設置されている「住宅用火災警報器」を点検しましょう。

また、設置から10年以上経過している住宅用火災警報器は電池切れや故障の可能性があるので、本体を交換しましょう。

(2) 住宅用消火器を備えましょう

火災が発生したときに「消火器」で初期消火を行うことは、被害を最小限に食い止めるためにも非常に重要です。消火器には、小さくて軽い「住宅用消火器」や、スプレー式の「エアゾール式簡易消火具」といったものも販売されています。特に高齢者がいるご家庭には、このような軽くて扱いやすい器具を備えておくことをお薦めします。

(3) 防災品を使いましょう

死者が発生した住宅火災で、最も多い出火原因は、たばこによるものです。なかでも寝たばこにより発生した火災で多くの死者が発生しています。

また、調理中に、コンロの火が衣服に燃え移ることにより亡くなる方もいます。このような火災による死者を減らすため、枕や布団などの寝具、パジャマやエプロンといった衣類について、燃えにくい「防災品」を使用することをお薦めします。

住宅防火・防災
キャンペーン

令和5年
9月1日(金)
～21日(木)

老人の日・敬老の日に
「火の用心」の贈り物

住宅用火災警報器
すべての住宅に必要な住宅用火災警報器。故障や電池切れで万が一の時に作動しなかったことがないよう、定期的に作動確認し、10年を目安に交換することが大切です。

住宅用消火器
いざという時に備えて住宅用防災機器等(住宅用火災警報器・住宅用消火器・エアゾール式簡易消火具・防災品等)を身近に備えましょう。

防災品

FD 総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

令和5年
関東大震災100年

身近な
防火・防災
プロジェクト

問い合わせ先

消防庁予防課 泉・菅野

TEL 03-5253-7523

火山災害に対する備え

防災課

火山には、周辺地域において風光明媚な景観を呈し、生活を豊かにする面がある一方で、一たび噴火すると甚大な被害をもたらす面があります。日本にある111活火山の中で特に49火山の周辺地域(23都道県)は火山災害警戒地域に指定されています。



弥陀ヶ原火山の火山湖

噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」をレベル1から5の5段階に区分した指標です。

噴火警戒レベルは火山の活動状況に応じ、気象庁から発表されます。中でも、レベル4または5が発表された場合は、居住地域にも影響があるため、市町村から避難情報が発令されます。実際に、令和4年7月24日、鹿児島県の桜島で発生した噴火では、一時、噴火警戒レベル5「避難」が発表され、一部の市町村は避難指示を発令しました。

噴火が起きる前から火山防災マップと合わせて噴火警戒レベルを確認し、実際に噴火が起きた時の避難行動をシミュレーションしてみましょう。

気象庁ホームページ URL

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/level_toha/level_toha.htm

○火山災害に関する情報を知る

火山防災マップ

火山防災マップは、各火山の噴火活動の特徴や地理的特徴を踏まえて、噴火の影響が及ぶ範囲等を地図に示した火山ハザードマップ上に、避難対象地域・避難先等、防災上必要な情報を掲載したものです。事前に各自治体のホームページ等で確認し、いざというときに備えましょう。



御嶽山火山防災マップ

(岐阜県ホームページより)

種別	対象範囲	噴火警戒レベル	キーワード	火山活動の状況	市町村の避難情報の発令
特別警戒	居住地域及びそれより火口側	レベル5	避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	避難指示の発令
		レベル4	高齢者等避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	高齢者等避難の発令
警戒	火口から居住地域近くまで	レベル3	入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	
	火口周辺	レベル2	火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	
予報	火口内等	レベル1	活火山であることを留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	

噴火警戒レベル

○火山災害から身を守るために

噴気などの異常現象を発見した時^{*}など、危険な兆候が見られた場合には、市町村からの避難情報の発令を待たず、直ちに安全行動をとることも重要です。特に、噴石から身を守る必要がある状況では、速やかに近くのシェルターや山小屋等に避難する、岩かげに身を隠す等の行動が有効です。

※発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は市町村長や警察官等に通報しなければなりません。

○活火山対策に係る財政支援について

自治体においては、具体的な火山現象を想定した避難の在り方の検討や、噴石から登山者等の身の安全を確保するための安全な強度を持つ退避壕・退避舎の整備等が求められます。

こうした取組を支援できるよう、消防庁では自治体が行う退避壕・退避舎等の新設、改修に係る費用に対して「消防防災施設整備費補助金」や「緊急防災・減災事業債」による財政支援を実施しているほか、民間事業者が行う山小屋等を活用した退避施設の整備に係る費用についても、自治体が補助する場合について、その補助額の一部を補助しています。

○活火山対策特別措置法の改正について

近年、富士山の市街地近くで新たな火口が発見されたこと等により、想定される火口の範囲の拡大や桜島での大規模噴火の可能性が指摘されるなど、火山活動が活発化した際の備えが急務となっています。このような状況を鑑み、噴火災害が発生する前の予防的な観点から活動火山対策の更なる強化を図るため、令和5年6月に活火山対策特別措置法が改正され、以下の内容が盛り込まれました（令和6年4月1日施行）。

- ・避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助等
- ・登山の期日、経路等の情報の提供を容易にするための配慮等
- ・情報通信技術の活用等を通じた、火山現象の発生時における住民や登山者等への迅速かつ的確な情報の伝達等
- ・火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び継続的な確保等
- ・文部科学省に火山調査研究推進本部（火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進する機関）の設置
- ・火山防災の日（8月26日）の制定
- ・最新の科学的知見等を勘案した、活火山対策の在り方についての検討等

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課

TEL：03-5253-7525

住宅防火・防災 キャンペーン

キャンペーン期間

令和5年

9月1日(金)

~21日(木)



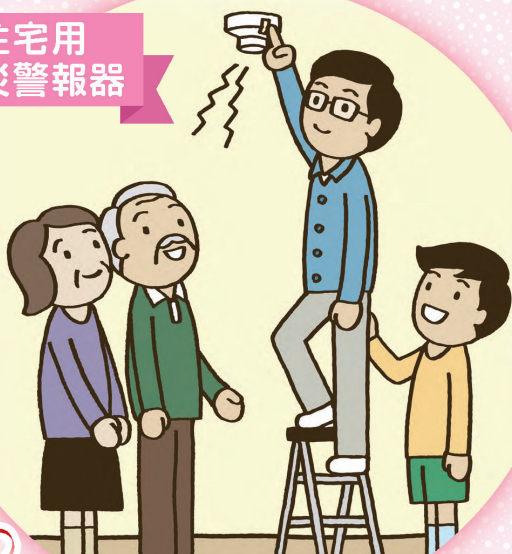
老人の日・敬老の日に



「火の用心」の贈り物

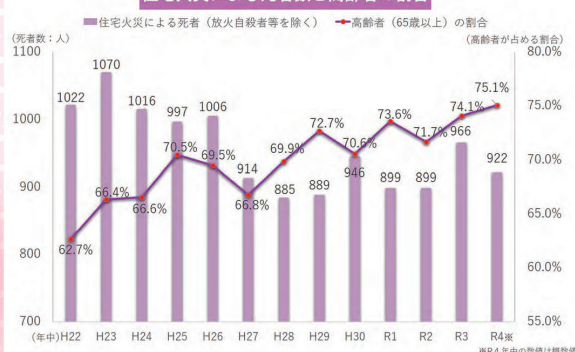
※老人の日:9月15日 敬老の日:9月18日(9月の第3日曜日)

住宅用 火災警報器



すべての住宅に設置が必要な住宅用火災警報器。故障や電池切れで万が一の時に作動しなかったということがないように、定期的に作動確認し、10年を目安に交換することが大切です。

住宅火災による死者数と高齢者の割合



住宅用消火器



いざという時に備えて住宅用防災機器等(住宅用火災警報器・住宅用消火器・エアゾール式簡易消火具・防災品など)を身近に備えましょう。

防災品



総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

2023年
関東大震災 100年

身近な
防火・防災
プロジェクト